

1 目的

平成26年7月4日付け、老発0704第2号厚生労働省老健局長通知に定める介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき研修を実施し、介護支援専門員として実務に従事している者が、介護支援専門員証の有効期間（5年間）を更新するにあたって、経験年数に応じた研修課程（専門研修課程Ⅰ及びⅡ又は更新（就業者向け）研修）を履修することにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

岡山県（研修実施機関 一般社団法人岡山県介護支援専門員協会）

3 研修時間

- (1) 更新（就業者向け）研修：13日間（88時間）
- (2) 専門研修課程Ⅰ：8日間（56時間）
- (3) 専門研修課程Ⅱ：5日間（32時間）

4 対象者

(1) 更新（就業者向け）研修

現に介護支援専門員の実務に従事している者又は現に介護支援専門員の実務に従事していないが介護支援専門員証の有効期間内に従事した経験がある者であって、次のいずれかに該当するもののうち、令和5年度までに更新に必要な専門研修の全課程を修了していない者。ただし、これまでに専門研修課程Ⅰを修了している者は、更新（就業者向け）研修のうち専門研修課程Ⅱのみ受講すればよいものとする。

- 1. 岡山県で介護支援専門員証の交付を受けた者のうち令和7年（2025年）1月30日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する者。
- 2. 他の都道府県で介護支援専門員証の交付を受け、受講地変更の手続により受講を認められた者であって、令和7年（2025年）1月30日までに介護支援専門員証の有効期間が満了するもの。

(2) 専門研修課程Ⅰ

現に介護支援専門員としての実務に従事している者であって、介護支援専門員登録後の実務経験が通算して6か月以上のもの。ただし、前回更新時に専門研修課程Ⅱ又は更新（就業者向け）研修を修了した者は受講不要とする。

(3) 専門研修課程Ⅱ

現に介護支援専門員としての実務に従事している者であって、介護支援専門員登録後の実務経験が通算して3年以上で専門研修課程Ⅰ又は更新（就業者向け）研修※を修了しているもの。

※前回更新時に更新研修（未経験者向け）又は再研修の修了をもって介護支援専門員証の更新をした場合、専門研修課程Ⅱを受講するためには再度専門研修課程Ⅰを修了する必要がある。

5 日程及びプログラム

別紙1のとおり

6 受講料

- ・更新（就業者向け）研修：課程Ⅰ・Ⅱ 34,400円 課程Ⅱのみ 12,500円
- ・専門研修：課程Ⅰのみ 21,900円 課程Ⅱのみ 12,500円

受講が決定した者は、指定する振込期限までに受講料を研修実施機関に振り込まなければならない。

なお、振込後にキャンセルした場合は、受講料は返還しない。

7 必携テキスト

「ケアマネジメント実践テキスト

介護支援専門員法定研修 2024 年新カリキュラム対応版」（中央法規出版株式会社）

3,960円（税込み）

※令和6年度からの新カリキュラムに沿った新しいテキストとなっています。

※購入方法は、受講決定通知でお知らせします。

8 申込方法及び提出先

別紙2のとおり

9 受講日の決定

受講日については、令和6年4月中旬までに決定のうえ、申込者個人に対し受講決定の通知を行うこととする。

11 修了証書の交付

全科目を修了した者に、介護支援専門員専門研修又は介護支援専門員更新（就業者向け）研修の修了証書を交付する。

12 留意事項等

介護支援専門員としての実務経験がない者は、本研修を受講することができない。実務経験を偽って記載し、研修を受講・修了した場合、修了を取り消すことがある。

なお、現在の介護支援専門員証の有効期間中に、更新に必要な専門研修（専門研修課程Ⅱ、主任介護支援専門員更新研修）を修了した者は、介護保険法第69条の8第2項に基づく更新（就業者向け）研修の受講が免除される。

また、履修の取扱いは、別記による。

13 オンラインでの研修

課程Ⅰの第1日目及び第2日目、課程Ⅱの第1日目（講義科目）については、オンライン（Zoom）で実施するので、機器等の準備が必要となる。接続方法等の詳細は、受講決定と併せて通知する。

- ・インターネット接続可能な機器（パソコン・タブレット端末）が1人1台必要。
- ・インターネットに接続できる通信環境を各自用意が必要。（固定回線やWi-Fi環境等）
- ・機器にカメラ、マイクが必要。

なお、その他の日程（演習科目）は、集合研修を予定しているが、感染症の拡大、災害等の発生の恐れがあるなど、オンライン研修に変更となる場合があり、変更の場合は、決定次第連絡する。